

だれもが快適に暮らすために ~環境まちづくり分野~

2	みどり豊かなまちをつくる …176 環境にやさしいまちをつくる…179 循環型社会をつくる190 地域特性に合ったまちづくり	6	生活しやすいまちをつくる …199 良好な交通環境をつくる206 安心して生活できる住まいづくり を進める215
	を進める195		



電気自動車 ©Leiji Matsumoto

₩1 みどり豊かなまちをつくる
 ₩

(1) ふるさとのみどりを守る

●保護樹木・樹林、憩いの森、街か どの森

貴重なみどりを保護するために、地上からの高さが1.5mにおける幹の直径が50cm以上の樹木を「保護樹木」、面積が300m²以上の樹林を「保護樹林」に指定している。平成22年4月1日現在、樹木を1,429本、樹林を76か所(208,670m²)指定している。

また、樹林地を区が所有者から借り受け、区民に開放する「憩いの森」 (1,000m²以上) は42か所109,071m²、 「街かどの森」(300m²以上1,000m²未満) は8か所4,907m²となった。



(2) みらいを築くみどりをつくる

●みどりの保全と創出

区は、昭和52年3月に「みどりを保護し回復する条例」を、また昭和57年には「みどりを保護し回復する計画」を定め、これらを基本としたみどりのまちづくりを積極的に行ってきた。その後、平成3年3月には「第二次みどりを保護し回復する計画」を定め、練馬のみどりを石神井川、白子川、旧田柄川の3つの河川に沿った軸でとらえ、これらの軸を中心に、みどりの拠点の整備、充実を目指してきた。

さらに、10年8月に「練馬区みどりの基本計画」を策 定した。これは第三次みどりを保護し回復する計画に もあたる総合的な計画である。

また、18年12月には「みどり30推進計画」を策定し、 今の子どもたちが社会の中心となって活躍する概ね30 年後に緑被率を30%とすることを目指している。

そして、19年12月に「練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例」を定めた。区民、事業者、区の協働により、みどりを愛し守りはぐくむことを基本理念とし、みどりをとりまく状況の変化等にあわせ、新たな制度等を設けている。これまでの「みどりを保護し回復する条例」にかえて、この条例に沿ってみどりのまちづくりを行っていく。

21年1月には、みどりに関する総合的な計画である「練馬区みどりの基本計画」を改定した。これまでの計画をさらに発展させ、みどりの将来像を「みどりを愛しいのちを守りはぐくむまち ねりま」とした。

「区民みんなでみどりを愛しはぐくみます」

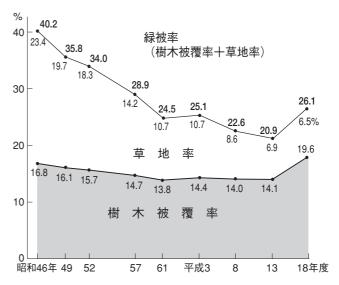
「いのちをはぐくみます」

「郷土のみどりを継承します」

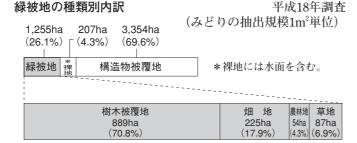
「新しいみどりをひろげます」

「みどりと水のネットワークをつくります」 という5つの基本方針のもとに施策の体系を示し、これ に沿って事業を展開している。

緑被率の経年変化



※平成18年度の緑被率は従来より精度の高い計測方法により 計測した数値である。



●進む公園の整備

だれもが自由に利用できる身近なみどりの空間が公園である。区内の公園は、平成22年4月1日現在、規模の大きな都立公園4園を含め627園に達し、その面積は1,931,713.33 m^2 (区総面積の4.0%) である。区民1人当たりの公園面積は2.73 m^2 で、昭和45年に比べると3.7倍になっている。しかし、都市公園法で定める1人当たりの目標値である $10\mathrm{m}^2$ (平成5年6月、 $6\mathrm{m}^2$ から $10\mathrm{m}^2$ に改正)はもちろん、市街地の特例である $5\mathrm{m}^2$ (5年6月、 $3\mathrm{m}^2$ から $5\mathrm{m}^2$ に改正)にも及ばないのが現状である。

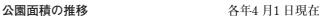
「みどり30推進計画」では、概ね30年後の緑被率を30%にすることを目標にしている。その実現に向けて区民1人当たりの公園緑地等の面積6.0m²を目指し、整備を進めている。また、20年4月には、屋敷林を買取り整備した石庭の森緑地が開園した。

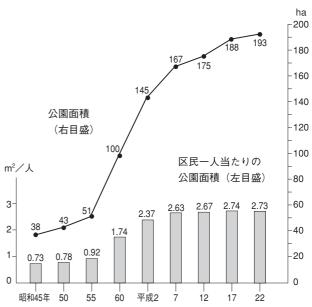
区では、今後も地域の特性を活かし、区民が安心して楽しく憩える公園の整備を進めていく。

公園の現況

平成22年4月1日現在

	種	對	Į		数	面 積
					か所	m²
都	<u> </u>	公	· ·	袁	4	1,036,958.60
X	立	至	ì	袁	191	668,012.18
X	立 児	童	遊	袁	217	89,754.39
X	立 緑	地	緑	道	212	127,449.16
区	立市	民	農	袁	3	9,539.00
計					627	1,931,713.33
区民一人当たり						2.73





●公園管理事務所

区立公園等の増加に対応し、区民が気持ちよく公園 を利用できるよう、清掃、遊具類の保守点検などの維 持管理の充実を図るために、平成元年7月に、東部・西 部公園管理事務所を開設した。

区内には他に、都立公園の管理事務所が4か所ある。

●公共施設の緑化

ヒートアイランド現象の緩和、省エネルギー化に向けて、平成21年度には、新たに屋上の緑化を8施設、壁面緑化を5施設で実施した。

●練馬区水辺ふれあい計画

区では、21世紀を展望した豊かな水辺環境を実現するため、平成元年度に「練馬区水辺ふれあい計画」を策定した。この計画を踏まえ、大泉井頭公園では白子川と一体的な整備を行い、八坂台児童公園では湧水を活用した施設を設置した。また、石神井川の都営南田中団地付近では緩傾斜護岸が実現した。13年度には、生態系保全や親水という視点から、「練馬区水辺ふれあい計画」を改定し、白子川の大泉橋戸公園の整備が行われた。

さらに、19年度の改定計画においては、13年度から 進展した部分を反映した。これは新長期計画(18年度 ~22年度)の策定に合わせ、石神井川や白子川の河川 整備工事の完了拠点をはじめ、徐々に変化を遂げてい る水辺環境をふまえたものである。

●結婚出生苗木配布

区内の結婚・出生を記念した苗木を配布することに より、みどりに対する意識の向上、啓発を図っている。 平成21年度は2,484本の苗木を配布した。

●緑化計画の事前協議

区内で開発行為や建築行為を行うときは、その規模 に応じてみどりを確保するため、緑化に関する事前協 議をしなければならない。

平成21年度は、425件の事前協議があった。

●生け垣化の推進

区では、みどり豊かな環境をつくると同時に、震災時の安全確保のために「生け垣化助成制度」を実施している。住宅の道路に面した部分を対象として、ブロック塀などを取り壊して生け垣を造る区民に設置費の助成を行い、生け垣化を促進している。

平成21年度は約0.427km (42件)、21年度末までに約17.479km (1,391件)の生け垣ができた。

●屋上緑化の推進

区では、みどり豊かで潤いのあるまちなみを形成するために「屋上緑化助成制度」を実施している。

民間建築物上の屋上に新たな緑化空間を創出する事業に対して経費の助成を行い、屋上緑化を促進している。

平成21年度は9件、延面積180.30m²の屋上緑化ができた。

●壁面緑化の推進

区では、みどり豊かで潤いのあるまちなみを形成するために「壁面緑化助成制度」を実施している。

民間建築物の壁面を緑化する事業に対して経費の助 成を行い、壁面緑化を促進している。

平成21年度は1件、延面積13m²の壁面緑化ができた。

●みどりの協定

区では、現存するみどりの保護と失われたみどりの 回復を図るため、様々な施策を行ってきた。みどり豊 かな環境をつくるため、今後も公共施設の緑化にとど まらず、民間施設についても緑化を推進する施策を継 続して展開していく必要がある。

みどりの協定地区

平成22年4月1日現在

· · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 // (== 1 -/ (= 1/ 30 ==
名 称	所 在 地
旭町二丁目町会	旭町二丁目
上 石 神 井 町 会	上石神井四丁目
石神井町一丁目東町会	石神井町一丁目
城 南 住 宅 組 合	向山三丁目
中 里 泉 地 区	大泉町二丁目
早宫三、四丁目町会	早宮四丁目
石神井台中央町会	石神井台八丁目
西大泉連合町会	西大泉三丁目
ルミエール豊玉管理組合	豊玉南一丁目
仲町五丁目町会	平和台四丁目
光が丘パークタウンいちょう 通り東第二団地管理組合	光が丘三丁目
関町北四、五丁目町会	関町北五丁目
ファミール成増グランデージ管理組合	旭町三丁目
石神井小関町会	石神井台七、八丁目

このため、一定の地域の区民と区が協定を結び、地域の緑化を進めている。平成22年4月1日現在、14地域で協定が結ばれており、苗木の配布によるまちの緑化・美化が行われている。

●樹木等伐採の届出

規則に定める基準以上の樹木・樹林を伐採しようとするときは区長に届け出なければならない。また伐採したときは代替の植栽に努めるものとしている。

平成21年度は55件の届出があった。

(3) みどりを愛し育む活動を広げる

●緑化委員会・緑化協力員

区民参加による緑化を進めるため、「緑化委員会」 「緑化協力員」の制度を設けている。緑化委員会は区長 の附属機関として設けられ、区の緑化行政に種々の提 言を行っている。一方、区民公募による緑化協力員は、 それぞれの地域で自主的に活動し、地域の核となって 緑化運動を行うものである。

●花とみどりの相談所

みどり豊かなまちを実現するためには、区民の理解と協力が欠かせない。区では、様々な機会を利用して、みどりに関する知識の普及や緑化についてのPRを行っている。

みどりに関する相談や緑化活動の拠点である「花と みどりの相談所」では、植物の栽培や管理についての 相談を受け付けているほか、花とみどりにまつわる 様々な分野の講習会や展示会を開催している。

平成21年度の相談件数は3,548件であった。また、教室・講習会などの開催は延べ68回、参加者は計1,054人であった。

●練馬みどりの葉っぴい基金

練馬のみどりを区民みんなで愛し育んでいくために、平成16年10月、区は「練馬みどりの葉(は)っぴい基金」(条例名称:練馬区みどりを育む基金)を設置した。基金は寄付金と区の積立金からなり、①樹林地など貴重なみどり資源の保全や取得、②民有地の緑化の推進やみどりの普及・啓発、③みどりのボランティア活動への支援・助成などのために活用する。22年3月31日現在の基金額は542,373,000円である。

●練馬みどりの機構

平成18年3月には、区民・区内事業者そして区の三者により「練馬みどりの機構」を設立し、21年4月に一般財団法人格を取得、22年4月に都市緑地法に基づく緑地管理機構に指定された。機構は、屋敷林や雑木林・農地などの練馬らしいみどりを媒介とした地域コミュニティの形成を目指すとともに、みどりの情報ネットワークを構築し、区民・区内事業者そして区の三者の協働により、区内のみどりの保護と保全、育成・活用に寄与することを目的としている。